

第10回下請等中小企業の取引条件 改善に関する関係府省等連絡会議 厚生労働省提出資料



平成29年2月1日(水)

厚生労働省

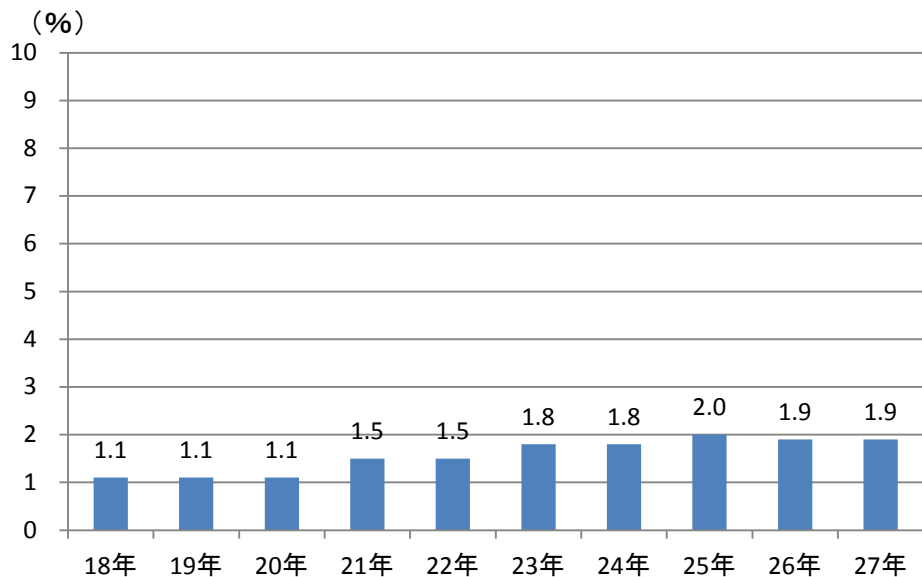
目次

- I 統計調査における賃金の状況(最低賃金関連)
- II 最低賃金法違反の状況
- III 最低賃金法違反の防止に向けた対応

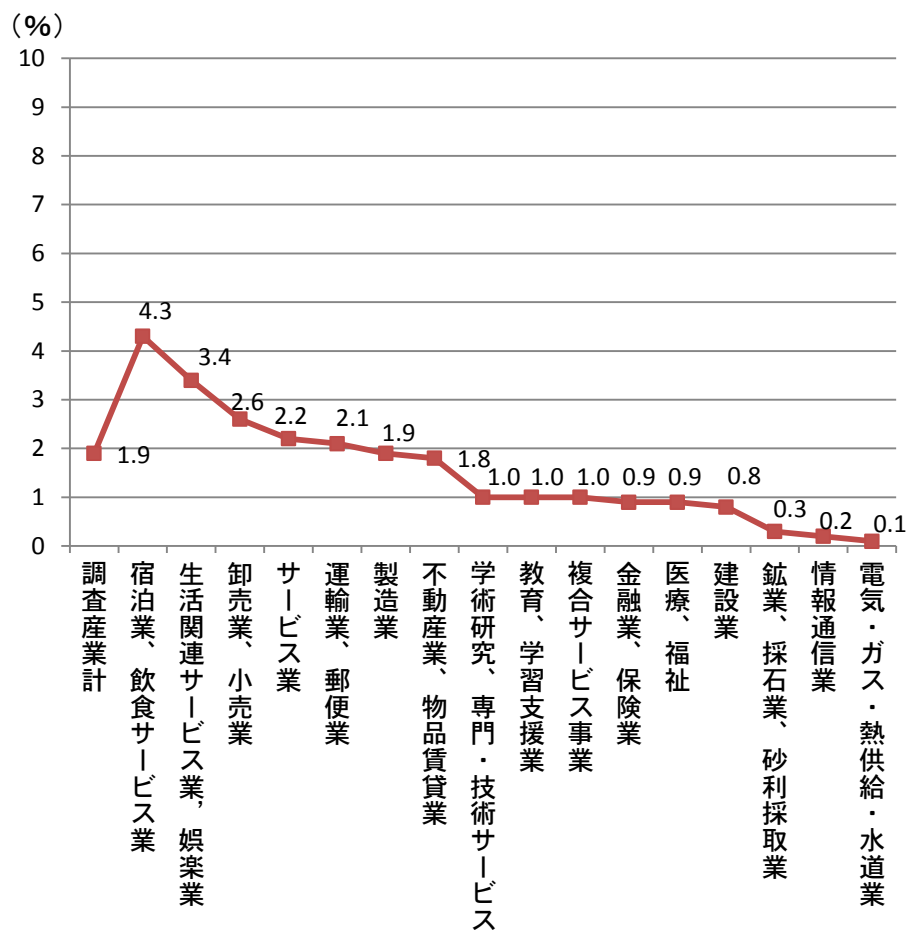
I 統計調査における賃金の状況(最低賃金関連)

○ 未満率

(1) 推移(平成18~27年)



(2) 産業別(平成27年)

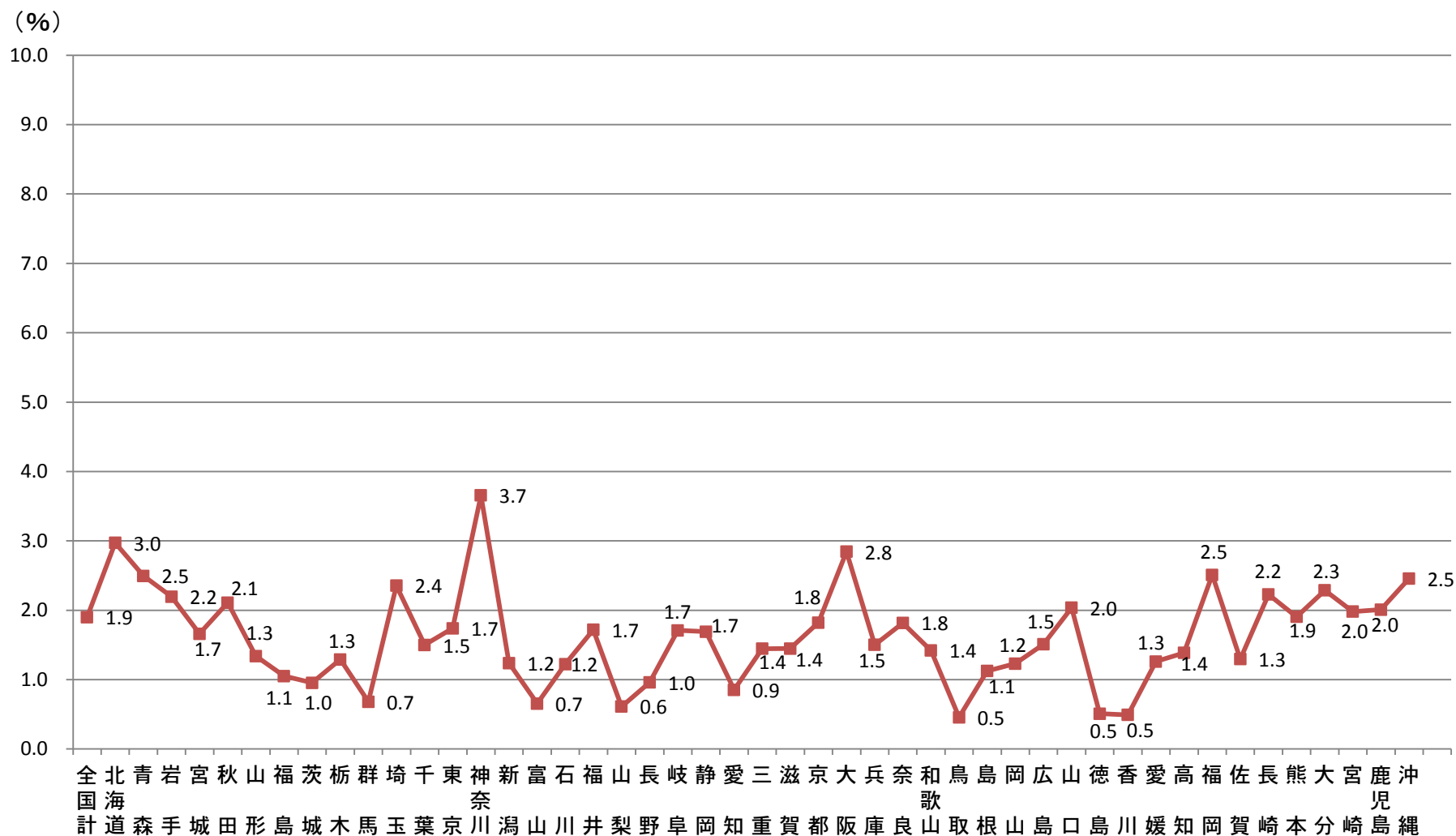


(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

※ 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

※ 調査対象事業所には、事業規模1~4人は含まれていない。

(3) 都道府県別(平成27年)



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

※ 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

※ 調査対象事業所には、事業規模1～4人は含まれていない。

Ⅱ 最低賃金法違反の状況

○最低賃金重点監督での違反事例の把握による分析

(1) 最低賃金重点監督について

○ 最低賃金法違反の理由等の把握や違反事例の更なる類型化に当たっては、最低賃金重点監督によって得られた結果を基に分析。

<参考:最低賃金重点監督>

- ・ 10月の地域別最低賃金の改定発効を受けて、翌年1月～3月に重点監督を実施。
- ・ 使用者を労働基準監督署に呼び、労働基準監督官が賃金台帳等を調査。

監督件数：28年：12,538件(うち違反件数1,648件、違反率13.1%)

27年：12,888件(うち違反件数1,479件、違反率11.5%)

26年：13,498件(うち違反件数1,429件、違反率10.6%)

- ・ 悪質な事案(虚偽の改善報告の提出等)に対しては、送検

※19年からの10年間で2件(美容業(従業員1-9人)、製造業(従業員1-9人))

○ 重点監督における監督指導の対象となる事業場については、各労働基準監督署において、最低賃金未満の労働者割合が高い業種や過去の違反率が高い業種、法違反の疑いのある事業場情報等を踏まえ、監督指導が効果的・効率的に行われるよう選定。

○ そのため、重点監督により得られた各都道府県の違反率や、産業別の最低賃金未満労働者割合は、必ずしも統計調査で得られた数値と一致しないことに留意が必要。

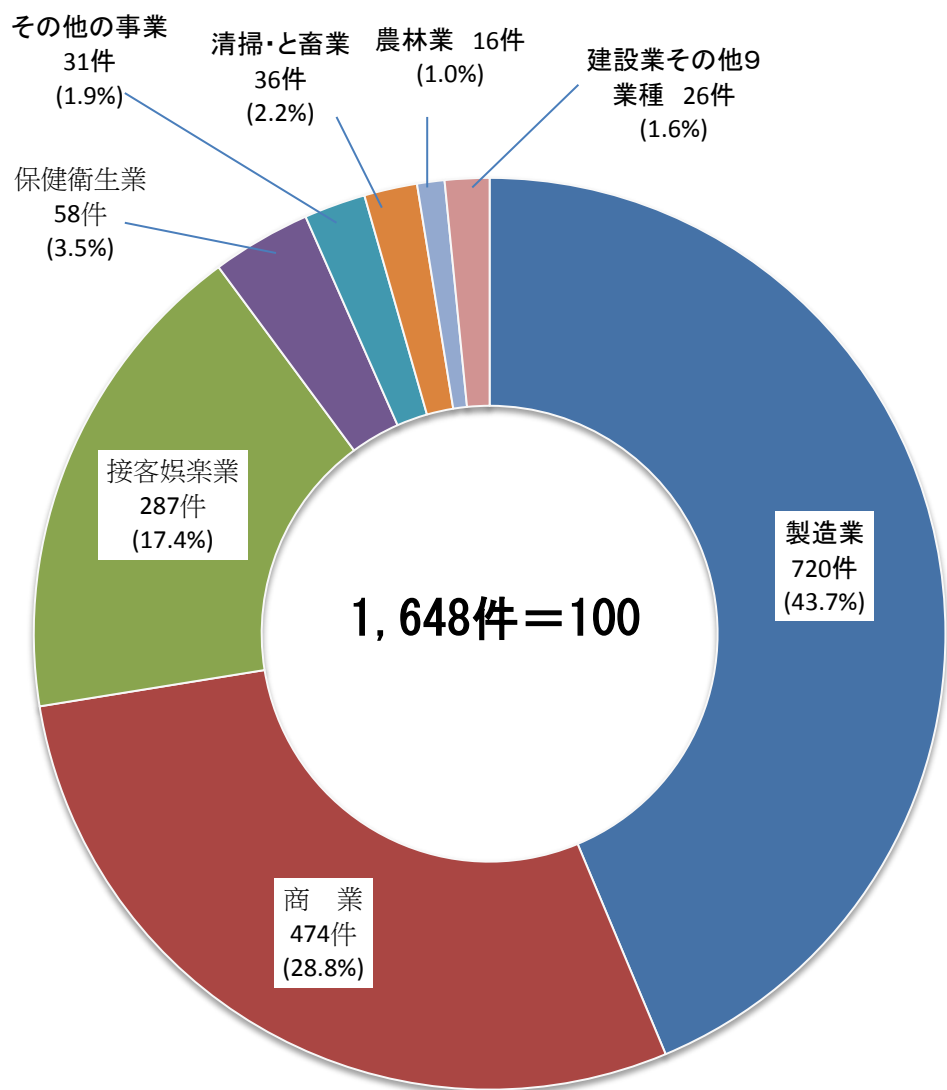
(2) 平成28年に実施した最低賃金の重点監督結果に基づく違反事例の分析

1. 都道府県別

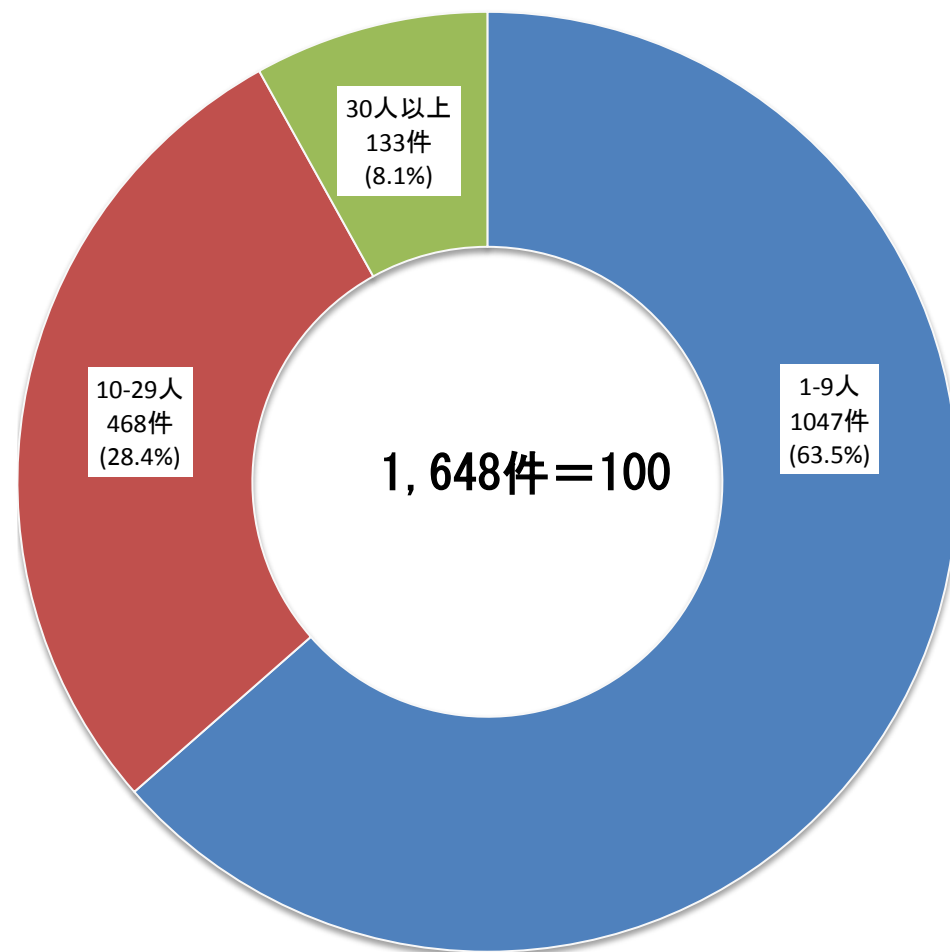
都道府県名	監督事業所数	違反事業場数	違反率 (%)
北海道	594	87	14.6
青森	252	24	9.5
岩手	335	38	11.3
宮城	168	26	15.5
秋田	121	14	11.6
山形	176	10	5.7
福島	326	44	13.5
茨城	236	40	16.9
栃木	183	25	13.7
群馬	120	9	7.5
埼玉	341	46	13.5
千葉	162	33	20.4
東京	600	138	23.0
神奈川	521	87	16.7
新潟	445	36	8.1
富山	168	11	6.5
石川	230	17	7.4
福井	99	15	15.2
山梨	105	7	6.7
長野	228	29	12.7
岐阜	230	39	17.0
静岡	327	36	11.0
愛知	473	104	22.0
三重	359	30	8.4
滋賀	219	49	22.4
京都	304	36	11.8
大阪	681	122	17.9
兵庫	386	60	15.5
奈良	98	8	8.2

都道府県名	監督事業所数	違反事業場数	違反率 (%)
和歌山	216	27	12.5
鳥取	96	10	10.4
島根	168	16	9.5
岡山	347	30	8.6
広島	398	37	9.3
山口	338	39	11.5
徳島	99	13	13.1
香川	122	12	9.8
愛媛	193	16	8.3
高知	104	17	16.3
福岡	695	70	10.1
佐賀	158	17	10.8
長崎	194	22	11.3
熊本	229	31	13.5
大分	255	15	5.9
宮崎	181	21	11.6
鹿児島	143	15	10.5
沖縄	115	20	17.4
合計	12,538	1,648	13.1

2. 業種別



3. 事業場労働者規模別

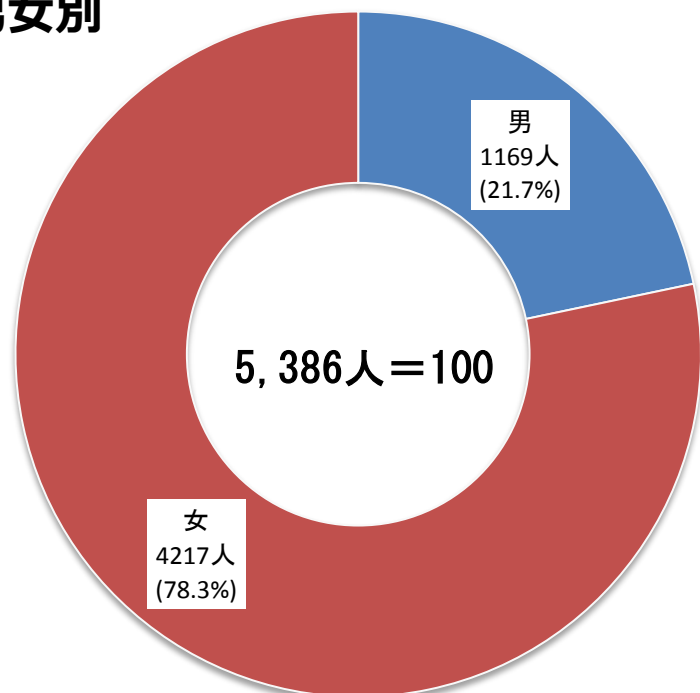


(注)

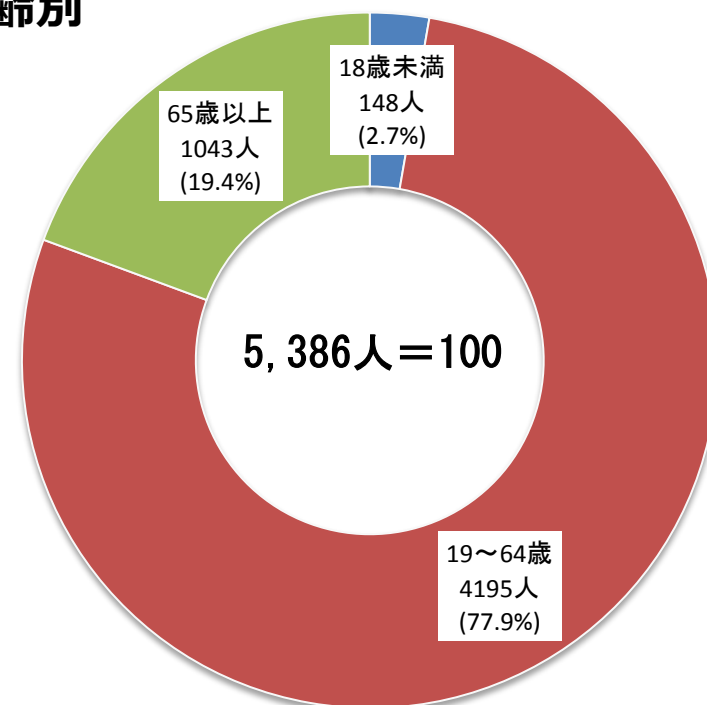
商業： 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
 接客娯楽業： 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

4. 労働者の属性

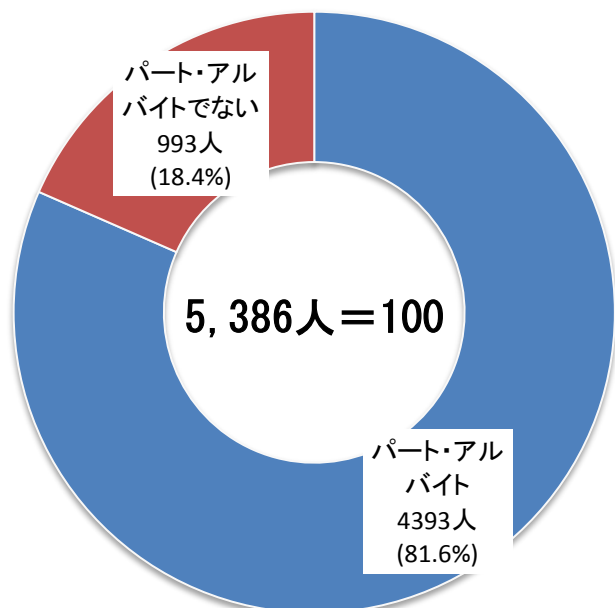
(1) 男女別



(2) 年齢別



(3) 雇用形態等別（監督指導時に把握しているもの。）



全体	5,386 (100.0)
(うち)	
パート・アルバイト	4,393 (81.6)
障害者	156 (2.9)
外国人労働者	109 (2.0)
技能実習生	29 (0.5)
派遣労働者	4 (0.1)

※1 括弧書きは、全体に占める割合 (%)

※2 (3)雇用形態等別については、表示の雇用形態等のみ特に把握しているもの

5. 違反事業場の最低賃金を支払っていない理由別（複数回答）

理 由	回 答 事業場数	事業場労働者規模別内訳		
		1-9人	10-29人	30人以上
1 適用される最低賃金額を知らなかった。	826 (50.1)	587 (56.1)	209 (44.7)	30 (22.6)
2 最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	268 (16.3)	147 (14.0)	89 (19.0)	32 (24.1)
3 賃金を時間額に換算して比較していなかった。	216 (13.1)	123 (11.7)	66 (14.1)	27 (20.3)
4 売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。(理由9を除く)	106 (6.4)	82 (7.8)	20 (4.3)	4 (3.0)
5 労働能力が低い場合には適用がないと思っていた。	60 (3.6)	31 (3.0)	27 (5.8)	2 (1.5)
6 高齢者には適用がないと思っていた。	58 (3.5)	34 (3.2)	21 (4.5)	3 (2.3)
7 最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。	48 (2.9)	16 (1.5)	14 (3.0)	18 (13.5)
8 パート(アルバイト)には適用がないと思っていた。	22 (1.3)	19 (1.8)	2 (0.4)	1 (0.8)
9 下請たたきによる売上（収入）減のため最低賃金額を支払うことができなかった。	12 (0.7)	7 (0.7)	3 (0.6)	2 (1.5)
10 外国人には適用がないと思っていた。	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
11 その他	315 (19.1)	163 (15.6)	116 (24.8)	36 (27.1)
違反件数	1,648 (100.0)	1,047 (100.0)	468 (100.0)	133 (100.0)

※1 回答事業場数の括弧書きは、違反件数に占める割合(%)

※2 事業場規模別内訳の括弧書きは、それぞれの違反件数に占める割合(%)

※3 複数回答による集計結果であり、各項目の回答事業場数の合計及び事業場労働者規模別内訳の合計と違反件数は一致しない。

- 最低賃金法違反の状況の更なる把握、違反事例の特徴の類型化に向け、本年より重点監督時の事業主への確認項目について以下の見直しを行った上で、現在、重点監督を実施中。

最低賃金重点監督時の確認項目の拡充

- (1) 最低賃金額未満の労働者について、
- 非正規労働者の雇用形態を詳細に把握する。
(パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣労働者、その他の6区分)
 - 年齢区分を詳細に把握する。
(17歳以下、18～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳、65歳以上 の8区分)
- (2) 最低賃金額以上を支払っていない理由として、「企業間取引の問題」をあげた事業場に対して、取引内容の詳細を別途聴取する。

Ⅱ 最低賃金法違反の防止に向けた対応

(1) 最低賃金に関する出張相談会における都道府県等との連携

【概要】

- 本年の最低賃金の重点監督に合わせて、新たに最低賃金総合相談支援センターの職員が監督署で出張相談会を開催し、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げに向けた支援施策の相談を実施する。
- その際に、都道府県等が実施する中小企業等支援策を併せて周知する。

(2) 都道府県等による最低賃金履行確保の周知

【概要】

- 都道府県等における生活衛生営業関係の営業許可等の際、最低賃金に関するリーフレットを併せて配付し、窓口で各事業者に個別に周知を行う。